

理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、定款第26条の規定に基づき、理事及び監事の報酬等及び費用に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤の理事とは、総会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤の理事とは、常勤の理事以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であってその名称を問わないものとし、費用とは明確に区別されるものとする。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 この法人は、常勤の理事の職務の対価として報酬を支給することができるものとし、その報酬は年額とする。

- 2 常勤の理事が退任し解任され又は死亡したときは、退職手当を支給することができる。
- 3 非常勤の理事及び、監事には報酬等を支給しないものとする。

（報酬等の額の決定）

第4条 この法人の常勤の理事の年間報酬総額は800万円から1,200万円の範囲内であって、総会で決議された予算の範囲内において、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

2 常勤の理事に対する退職手当は、次のとおりとする。ただし、この法人の運営状況が厳しくなったとき、又は役員たるにふさわしくない行為が認められ解任されたときは、会長はこれを減額できる。

- （1）退任した常勤の理事が満60歳未満の場合、退任時における年間報酬総額の12分の1に、その者の在職年数×1.2を乗じた額とする。

(2) 退任した常勤の理事が満 60 歳以上の場合、退任時における年間報酬総額の 12 分の 1 に、その者が満 60 歳から退任時までの在職年数×1.0 を乗じた額と、(1) で算出した額の和とする。

3 前項の規定にかかわらず、常勤の理事が職務上の義務違反により解任されたときは、退職手当を支給しない。

4 常勤の理事が任期満了もしくは任期満了前に、その者が引き続き常勤の理事（役職が異なる場合を含む。）になったときは、退職手当は支給せず、最終の退職時に退職手当を支給する。

5 死亡の場合の退職手当は遺族に支給するものとし、その順位は、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条に規定する「遺族補償」の場合に準ずるものとする。

(在職年数の計算)

第5条 前条第2項に規定する在職年数は、定款第21条の規定により常勤の理事に選任された月から起算して暦に従って計算するものとする。

2 1年に満たない端数月については、年率に換算する。

3 1月に満たない端数は1月に切り上げる。

4 業務外に起因する疾病又は負傷のため、継続して6ヶ月を越えて療養したときは、その療養に要した期間は在職年数に算入しない。

5 前条第4項の場合の在職年数は、通算して行うものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 報酬は、月額をもって支給するものとし、年間報酬総額の12分の1の額を毎月20日に支払うものとする。

2 退職手当は原則として一時金をもって支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金及び積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第8条 役員にはその通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

2 通勤手当は、この法人の職員給与規程第7条の規定に準じて支給する。

(費用)

第9条 この法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要求するものについては、前もって仮払いするものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。